

喜樂苑予防訪問介護事業
重要事項説明書

(2割負担)

社会福祉法人 清心会 喜樂苑訪問介護事業所

重要事項説明書

当事業所のサービスをご利用いただくにあたり、重要な事項をご説明いたします。
なお、ここでは、契約書本文の「利用者及び介護者(家族等)」を「お客様及びご家族」と読み替えます。

当サービスの利用は原則として認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。

1 事業者の概要

指定事業者番号	4270101126
事業者の名称	喜楽苑訪問介護事業所
事業者の所在地	長崎市竿浦町923番地1
代表者名	理事長 寺澤 律子
管理者	松尾 奈穂
電話番号	(095) - 878 - 2970
サービスを提供する地域	通常、事業の実施地域は、長崎市の以下の地域とする。(以下の地域以外に関しては、相談に応じます。) 磯道町・江川町・大山町・上戸町・京太郎町・草住町・毛井首町・小ヶ倉町・国分町・小菅町・竿浦町・三和町・新小ヶ倉・新戸町・末石町・ダイヤモンド・為石町・大籠町・香焼町・蚊焼町・川原町・椿ヶ丘町・鶴見台・土井首町・戸町・布巻町・晴海台町・平瀬町・平山町・深堀町・古道町・柳田町

2 職員体制

資格の種類	員数	常勤	(内サービス提供責任者)	非常勤
総数	54名	11名	8名	43名
介護福祉士	22名	9名	8名	13名
基礎研修	2名	1名	0名	1名
ヘルパー2級	30名	1名	0名	29名
ガイドヘルパー	17名	6名	6名	11名

(平成27年4月現在)

3 営業時間

営業日	年中無休
事務所営業時間	平日 9:00~19:00 土日 9:00~18:00 (電話により24時間連絡可能)
サービス提供時間	必要に応じて24時間対応可能

4 サービスの概要

予防訪問介護サービスの概要は、以下のサービスとなります。これらのサービスをお客様の日常生活全般の状況やご希望をふまえて、訪問介護計画(次項)にもとづいて行います。

種 類	内 容
身体介護	お客様の身体に直接接触して行う入浴・排泄・食事の介助等と、日常生活に必要な機能向上等のための介助・専門的な援助をいいます。
生活援助	<p>日常生活に支障が生じないように行われる調理・洗濯・掃除・買物等をいいます。</p> <p>このサービスは、介護の必要なお客様がひとり暮らしである、又は同居されるご家族が障害・疾病(及び同様のやむをえない事情)のため、調理・洗濯・掃除・買物等の家事を行うことが困難な場合に限り、提供されることになっています。</p> <p>※ただし、次に挙げるサービスはご提供できかねますので、予めご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ×ご家族のための洗濯・調理・買物・布団干し ×正月や節句などの特別な手間のかかる調理 ×お客様ご本人が使用しない居室などの掃除 ×来客の接待・洗車等 ×草むしり・植木への水やり・植木の手入れ・ペットの世話 ×家具等の移動・修繕・模様替え・大掃除・ワックスがけ・窓拭き(大掃除的なもの)・家屋の修理・ペンキ塗り等

※上記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用する事ができるような方法によって行います。

5 サービスの実施頻度

サービスの実施頻度は、介護予防サービス計画(ケアプラン)において、以下の支給区分が位置付けられ、一週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、介護予防訪問介護計画において具体的な実施日、一回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

サービス内容 (支給区分)	利用回数	利用可能時間
生活援助中心 のサービス	週に一回程度	いずれの場合も1回の訪問につき 1時間まで
	週に二回程度	
	週に三回程度	

6 基本料金表(平成27年8月1日より)

利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置付けられた支給区分によって次のとおりとなります。

サービス内容	支給区分	A) 介護保険から支払われる額	B)お客様ご負担分
生活援助中心のサービス	I 週に一回程度の利用	9,540円	2,385円
	II 週に二回程度の利用	19,072円	4,768円
	III 週に三回程度の利用	30,353円	7,564円
初回訪問時加算(初回訪問時のみ)		1,633円	409円
介護職員処遇改善加算 I		1か月の利用料金に、8.6%加算となります。	

月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

一、月途中で要介護から要支援に変更となった場合

二、月途中で要支援から要介護に変更となった場合

三、同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

月途中で要支援度に変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

7 個別訪問介護計画書

- 1 ケアプランの内容に沿って、実際にご提供する訪問介護サービスの内容について、詳しくお示しするものです。サービス提供責任者が作成します。
- 2 サービス提供責任者は、一旦立てた計画がきちんと実施されているかどうかを点検し、お客様のご希望にも配慮して、必要に応じて計画を変更します。また、ケアプランの変更に伴い訪問介護計画の変更も必要となった場合には、速やかに変更します。
- 3 計画変更の際にはお知らせします。またご提供するサービスが介護保険適用外となってしまう場合には、内容及び料金について詳しくご説明し同意を得ます。

8 料金支払方法

支 払 期 日	利用月の、翌々月の12日。 (例 1月利用→2月27日頃ご請求→3月12日支払い期日) 但し、12日が金融機関休業日の場合は、直後の営業日とします。
支 払 方 法	次のいずれかをお願い致します。 a) ご指定の金融機関からの自動引き落とし(手数料不要) b) 現金お持込、または、現金書留によるご送金・指定口座への振り込み(手数料は、お客様負担となります。)

9 苦情および相談窓口

事業所の連絡先	苦情受付担当者	管 理 者	松尾 奈穂
	苦情解決責任者	常務理事	池田 信弘
	受付時間	24時間受付。(上記以外の者でも受け付けます。) 電話 095-878-2970 (直通) 095-878-7667 (代表)	
第三者委員会	森山 トメ子	095-878-7463	
	小林 末文	095-878-5656	
その他の連絡先	長崎県運営適正化委員会	095-842-6410	

10 緊急連絡先 万が一にそなえてご連絡先をご記入ください。

かかりつけの先生	医療機関名	
	先生のお名前	
	電話番号	
緊急連絡先 (ご家族等)	お名前及び続柄	
	ご住所	
	昼間のご連絡先	
	夜間のご連絡先	

11 緊急時連絡窓口

事業所の連絡先	緊急時連絡窓口	管 理 者	松尾 奈穂
	受付時間	24時間受付。(上記以外の者でも対応します。) 電話 095-878-2970 (直通) 095-878-7667 (代表)	

12 緊急時等における対応方法

- ①当事業所が訪問中に、利用者の体調急変や事故等による緊急事態が発生した場合、速やかにご家族等に連絡するとともに、必要性に応じ、主治医への連絡・救急搬送等の対応を行います。また、関係機関等にも連絡を行います。
- ②当事業所の訪問時間外においては、上記窓口にて電話による対応を行います。利用者の緊急度合いにより、家族・ケアマネージャー・主治医・病院等と連携し、対応します。

【説明確認】

以上、訪問介護サービスの提供開始にあたり重要事項のご説明いたしました。これを証明するため本書2通を作成し、書名押印の上、各自1通ずつ所持するものとします。

ご説明日 年 月 日

〈事業者名〉 社会福祉法人 清心会 喜楽苑訪問介護事業所

〈所在地〉 長崎市竿浦町923番地1

〈代表者名〉 理事長 寺澤 律子 印

〈説明者〉 印

(お客様)

私は、重要事項説明書について説明を受け、その内容を確認・同意しました。

〈住所〉

〈氏名〉

印

(ご家族等 代理人となる方)

〈住所〉

〈氏名〉

印